



県章

群馬県報

平成28年
3月22日(火)
第9384号

目次

ページ

規 則	
○群馬県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）	2
告 示	
○私立学校振興助成法第14条第3項の規定による監査事項の指定（学事法制課）	3
○道路の区域変更（道路管理課）	3
○同	3
○同	4
○道路の供用開始（同）	4
○都市計画事業の変更認可（都市計画課）	4
公 告	
○土地利用基本計画の変更（地域政策課）	5
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	5
○土地改良区の定款変更認可（同）	7
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧（都市計画課）	7
○新住宅市街地開発事業の完了（住宅政策課）	7
公安委員会規則	
○群馬県集団示威運動等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（監察課）	8
警察本部告示	
○群馬県情報公開条例施行規程及び群馬県個人情報保護条例施行規程の一部改正（監察課）	12
正 誤	
○平成22年群馬県告示第364号（砂防課）	13
○平成23年群馬県告示第71号（同）	13
○平成25年群馬県告示第146号（同）	14
○平成25年群馬県告示第440号（同）	15

■ 規 則

群馬県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二十六号

群馬県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県環境影響評価条例施行規則(平成十一年群馬県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の部のイの項中「第二条第一項第十号に規定する電気事業者(以下「電気事業者」という。)又は同項第十一号に規定する卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者」を「第二条第一項第十五号に規定する発電事業者」に、「卸供給事業者」を「発電事業者」に改め、同部ハの項及びニの項並びに同表の五の部ハの項及びニの項中「電気事業者又は卸供給事業者」を「発電事業者」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第91号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第2項の規定により知事に届け出る平成28年度以降の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

私立学校振興助成法第十四条第三項の規定による監査事項の指定（昭和54年群馬県告示第1号）は、平成27年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成28年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうかについての状況

◎群馬県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	富岡神流線	甘楽郡甘楽町大字小幡字大竹藪760番の2地先から同郡同町大字同字崇福寺1403番の1地先まで	前	7.5～24.6	628.6
			後	9.9～24.6	628.5

◎群馬県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル

県道	東御嬭恋線	吾妻郡嬭恋村大字田代字吾妻山国有林 217林班地先内	前	9.4~11.9	137.9
			後	9.4~28.8	137.9

◎群馬県告示第94号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	高崎渋川線	高崎市大橋町14番の1地先から同市 同37番の4地先まで	前	13.3~20.0	194.4
			後	13.3~28.2	194.4

◎群馬県告示第95号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	254号	高崎市吉井町吉井川字八束甲452番の1地先から同市 同字通町83番地先まで	平成28年3月22日

◎群馬県告示第96号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認めたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 施行者の名称 前橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 前橋都市計画道路事業 3・4・26号 県庁群大線
- 3 事業施行期間 平成28年9月13日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

■ 公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県企画部地域政策課、太田市役所、沼田市役所、片品村役場、川場村役場、昭和村役場及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 変更年月日 平成28年3月10日
- 2 変更内容 農業地域及び森林地域の一部変更（「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成28年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
鐺川	理 事	再 任	富岡賢治	高崎市田町75番地1 グリーンミュキ高崎1103号
	同	同	榊原司郎	同 吉井町神保187番地
	同	同	望月文司	同 吉井町多比良1791番地
	同	同	若林一治	同 同 3077番地
	同	同	高橋春男	同 吉井町黒熊516番地
	同	同	新井利明	藤岡市上大塚258番地1
	同	同	向井孝侑	同 緑埜598番地1
	同	同	黒澤登志一	富岡市岡本1148番地
	同	同	岩井賢太郎	同 上小林162番地5

同	同	金井康行	甘楽郡下仁田町大字東野牧2779番地
同	同	田中亀雄	同 甘楽町大字上野310番地1
同	同	茂原荘一	同 同 大字小幡1102番地
同	同	井上義久	同 同 大字天引2165番地3
同	新 任	神保健一	高崎市吉井町多胡280番地2
同	同	黒澤弘一	同 吉井町塩923番地11
同	同	大野九一	藤岡市西平井1734番地
同	同	石田壽	同 白石2050番地
同	同	吉田信夫	富岡市黒川973番地1
同	同	高田浩利	同 上高瀬1162番地
同	同	高橋功	同 下高瀬323番地
同	同	黒澤勇	同 下高尾505番地
同	同	新井昭三	同 相野田740番地
同	同	神宮治助	同 後賀216番地
同	同	大沢善正	甘楽郡下仁田町大字馬山2303番地
同	同	土屋勝幸	同 甘楽町大字国峰1819番地
同	同	太田今朝男	同 同 大字善慶寺1272番地1
同	退 任	白田博	高崎市吉井町多胡806番地
同	同	大岡弘	同 吉井町塩17番地
同	同	小金澤茂	藤岡市西平井320番地2
同	同	堀越源太郎	同 白石1252番地
同	同	中沢嘉夫	富岡市黒川1086番地1
同	同	高田泰雄	同 上高瀬1143番地
同	同	新井恒雄	同 上高尾935番地
同	同	金井一男	同 白岩97番地1
同	同	新井俊弘	同 蕨407番地
同	同	瀬間進	甘楽郡下仁田町大字馬山2139番地
同	同	中野博	同 甘楽町大字国峰2139番地
同	同	黒澤登	同 同 大字善慶寺624番地2
監 事	再 任	佐々木林太郎	富岡市岡本593番地

	同	同	増田洋之	甘楽郡甘楽町大字小幡1844番地3
	同	新任	鈴木良徳	藤岡市白石761番地
	同	退任	堀口光宏	同 同 172番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により藪塚台地土地改良区の定款の変更を平成28年3月15日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢崎都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画用途地域 昭和町地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成28年3月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第27条第2項の規定により、次の工区について工事が完了した旨、公告する。

平成28年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画事業の種類 館林都市計画新住宅市街地開発事業
- 2 都市計画事業の名称 板倉ニュータウン新住宅市街地開発事業
- 3 施行者 群馬県
- 4 施行地 邑楽郡板倉町朝日野及び泉野地内
- 5 施行面積 138.1ha
- 6 工事完了工区 南-29、南-11-1
- 7 工事完了面積 5,560.17㎡
- 8 工事完了の期日 平成28年3月1日

■ 公安委員会規則

群馬県集団示威運動等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

群馬県公安委員会委員長 塚越裕子

群馬県公安委員会規則第4号

群馬県集団示威運動等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(群馬県集団示威運動等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 群馬県集団示威運動等に関する条例施行規則(昭和36年群馬県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号及び別記様式第6号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(群馬県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 群馬県道路交通法施行細則(昭和54年群馬県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式第13中「60日」を「3月」に改める。

別記様式第19中

理	由		を
---	---	--	---

理	由	
---	---	--

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

別記様式第23の2中「60日」を「3月」に改める。

別記様式第23の4中

「(教示) この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表とする者は、群馬県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」

「(教示) この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月

以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

別記様式第30及び別記様式第31中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

（群馬県情報公開条例施行規則の一部改正）

第3条 群馬県情報公開条例施行規則（平成14年群馬県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号注4中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第3号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に改め、同様式注5中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第4号から別記様式第6号の2まで及び別記様式第12号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

別記様式第13号中「不服申立てに」を「審査請求に」に、「不服申立て年月日」を「審査請求年月日」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に改める。

（群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第4条 群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年群馬県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第2号中

「この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

別記様式第5号中

「

理	由
---	---

を

--	--

理	由
---	---

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

別記様式第10号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第11号中

「この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

「この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

別記様式第15号から別記様式第17号までの規定中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（群馬県放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第5条 群馬県放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則（平成17年群馬県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第7号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第8号中

「この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

「この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内

に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

別記様式第16号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第19号中

「この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に、当該駐車監視員資格者証を群馬県公安委員会に返納しなければならない。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」

「1 この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に、当該駐車監視員資格者証を群馬県公安委員会に返納しなければなりません。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

(群馬県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第6条 群馬県個人情報保護条例施行規則(平成18年群馬県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号注5中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第4号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に改め、同様式注6中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第5号から別記様式第8号まで、別記様式第11号、別記様式第16号から別記様式第18号まで及び別記様式第22号から別記様式第24号までの規定中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

別記様式第27号中「不服申立てに」を「審査請求に」に、「不服申立て年月日」を「審査請求年月日」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に改める。

(群馬県放置違反金に関する規則の一部改正)

第7条 群馬県放置違反金に関する規則(平成18年群馬県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第6号表面中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第8条 特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年群馬県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第5号中

「この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

注 行政手続法第27条第2項ただし書の規定により異議申立てをすることができる場合は、行政不服審査法の規定による異議申立ての教示も併せて書面により行う。

「この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。」

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

別記様式第7号及び別記様式第8号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

■ 警察本部告示

◎群馬県警察本部告示第1号

群馬県情報公開条例施行規程（平成16年群馬県警察本部告示第1号）及び群馬県個人情報保護条例施行規程（平成18年群馬県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月22日

群馬県警察本部長 小田部 耕 治

（群馬県情報公開条例施行規程の一部改正）

第1条 群馬県情報公開条例施行規程の一部を次のように改正する。

別記様式第2号注4中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第3号中「60日」を「3月」に改め、同様式注5中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第4号から別記様式第6号の2まで及び別記様式第12号中「60日」を「3月」に改める。

別記様式第13号中「不服申立てに」を「審査請求に」に、「不服申立て年月日」を「審査請求年月日」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に改める。

（群馬県個人情報保護条例施行規程の一部改正）

第2条 群馬県個人情報保護条例施行規程の一部を次のように改正する。

別記様式第3号注5中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第4号中「60日」を「3月」に改め、同様式注6中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第5号から別記様式第8号まで、別記様式第11号、別記様式第16号から別記様式第18号まで及び別記様式第22号から別記様式第24号までの規定中「60日」を「3月」に改める。

別記様式第27号中「不服申立てに」を「審査請求に」に、「不服申立て年月日」を「審査請求年月日」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

正 誤

○告示正誤

平成22年群馬県告示第364号（土砂災害警戒区域等の指定）中

発行番号	ページ	欄	誤					正				
			八東沢	高崎市吉井町塩	別図のとおり	土石流	別紙のとおり	-	-	-	-	-
第8851号	15	土砂災害特別警戒区域	八東沢	高崎市吉井町塩	別図のとおり	土石流	別紙のとおり	-	-	-	-	-
			浅間山沢	同上	同上	同上	同上	浅間山沢	高崎市吉井町塩	別図のとおり	土石流	別紙のとおり

○告示正誤

平成23年群馬県告示第71号（土砂災害警戒区域等の指定）中

発行番号	ページ	欄	誤					正				
			長井小川田-4	同上	同上	同上	同上	-	-	-	-	-
第8875号	8	土砂災害特別警戒区域	長井小川田-4	同上	同上	同上	同上	-	-	-	-	-
			長井小川田-5	同上	同上	同上	同上	長井小川田-5	渋川市赤城町長井小川田	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
			清水-1	同上	同上	同上	同上	清水-1	同上	同上	同上	同上
			清水-2	同上	同上	同上	同上	清水-2	同上	同上	同上	同上
			年丸-1	同上	同上	同上	同上	年丸-1	同上	同上	同上	同上
			年丸-2	同上	同上	同上	同上	-	-	-	-	-
			年丸-3	同上	同上	同上	同上	-	-	-	-	-
			年丸-4	同上	同上	同上	同上	年丸-4	渋川市赤城町長井小川	別図のとおり	急傾斜地の崩	別紙のとおり

					田 塚						
9	土砂災害 特別警戒 区域	寺後-3	同上	同上	同上	同上	-	-	-	-	-
		小川-1	同上	同上	同上	同上	同上	小川-1	渋川市赤城 町長井小川 田	別図の とおり	急傾斜 地の崩 壊
12	土砂災害 特別警戒 区域	分郷八崎1 -1	渋川市北橋 町分郷八崎	別図の とおり	急傾斜 地の崩 壊	別紙の とおり	-	-	-	-	-
		分郷八崎1 -2	同上	同上	同上	同上	同上	分郷八崎1 -2	渋川市北橋 町分郷八崎	別図の とおり	急傾斜 地の崩 壊
14	土砂災害 特別警戒 区域	箱田1-1	渋川市北橋 町箱田	別図の とおり	急傾斜 地の崩 壊	別紙の とおり	-	-	-	-	-
		箱田1-2	同上	同上	同上	同上	同上	箱田1-2	渋川市北橋 町箱田	別図の とおり	急傾斜 地の崩 壊

○告示正誤

平成25年群馬県告示第146号(土砂災害警戒区域等の指定)中

発行番号	ページ	欄	誤					正					
第9082号	22	土砂災害 特別警戒 区域	仲ノ沢	同上	同上	同上	同上	-	-	-	-	-	
			犬麦平上沢	同上	同上	同上	同上	同上	犬麦平上沢	吾妻郡中之 条町大字四 万	別図の とおり	土石流	別紙の とおり
			新湯西沢	同上	同上	同上	同上	同上	-	-	-	-	-
			新湯東沢	同上	同上	同上	同上	同上	新湯東沢	吾妻郡中之 条町大字四 万	別図の とおり	土石流	別紙の とおり
			山口西沢	同上	同上	同上	同上	-	-	-	-	-	
			犬麦平下沢	同上	同上	同上	同上	犬麦平下沢	吾妻郡中之	別図の	土石流	別紙の	

										条町大字四 万	とおり	とおり
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------	-----	-----

○告示正誤

平成25年群馬県告示第440号(土砂災害警戒区域等の指定)中

発行番号	ページ	欄	誤					正				
第9149号	16	土砂災害 特別警戒 区域	西寺ノ入沢	みどり市笠 懸町阿佐美	別図の とおり	土石流	別紙の とおり	-	-	-	-	-

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111